



愛知労働局発表  
令和元年10月31日(木)

【照会先】  
愛知労働局労働基準部監督課  
監督課長 中村 隆  
統括特別司法監督官 高橋 英幸  
電話 052-972-0253

報道関係者 各位

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

愛知労働局(局長 木原亜紀生)では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

### 取組概要

#### 1 県民への周知・啓発

##### ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、これについての関心と理解を深めるためのシンポジウムを民間団体と連携し開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

日時：令和元年11月15日(金) 13:00～16:00(受付13:00～)

場所：名古屋国際センター別棟ホール(名古屋市中村区那古野一丁目47番1号)

実施業者：(株)プロセスユニーク 電話 0120-053-006

##### ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わる事として、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

#### 2 過重労働解消キャンペーン(詳細は別紙)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、労使団体に対する要請及び労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などを実施します。

## 令和元年度過重労働解消キャンペーンの概要

～長時間労働の削減に向けた監督指導などを実施～

### 1、実施期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月30日（土）までの1か月間

### 2、具体的な取組

#### （1）重点監督の実施

長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

#### （2）労使団体等への協力要請

県下の各労使団体に対して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組とともに、勤務間インターバル制度等の導入、年次有給休暇の取得促進に向けた協力要請の他、各企業での長時間労働の削減の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない「しわ寄せ」を生じさせないように取引上の配慮を要請します。

#### （3）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

県内において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ労働局長が訪問し、企業における長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広報・ホームページ掲載等により広く紹介します。（別途広報予定）

#### （4）過重労働解消のためのセミナー

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策や参考となる取組事例を紹介する企業向けのセミナーの開催

日時：令和元年11月6日（水） 14時00分～16時30分

場所：豊田市福祉センター（41会議室）

日時：令和元年11月29日（金） 14時00分～16時30分

場所：ウインクあいち（901）

実施業者：LEC東京リーガルマインド 電話：03-5913-6085

#### （5）電話相談を実施

令和元年10月27日（日）に「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業などの労働条件全般にわたり、労働局・労働基準監督署職員が相談に対応しました。